

援B型事業所をいう。及び指定障害者支援施設等（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）以下「法」という。）第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）（以下「事業所等」と総称する。）における食事の提供、滞在の提供及び居室の提供に係る契約以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところに掲げるとにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イ 当該契約の締結に当たっては、利用者（指定障害サービス基準第二条第一号に規定する利用者）をいう。以下同じ。）又はその家族に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。

ロ 当該契約の内容について、支給決定障害者等（法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。）から文書により同意を得ること。

ハ 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料について、その具体的な内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程（指定障害福祉サービス基準第八十九条第百六十二条、第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条及び第二百二条において準用する場合を含む。）第百二十三条及び第二百四條並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）第四十一条に規定する運営規程をいう。）への記載を行うとともに、事業所等の見やすい場所に掲示を行うこと。

ニ 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料

イ 食事の提供に要する費用に係る利用料は、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本とする。ただし、事業所等に通う者（施設入所支援又は法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法施設支援（通所によるものを除く。）を受ける者を除く。）指定短期入所事業所の利用者又は指定自立訓練（生活訓練）事業所の利用者のうち指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第百六十六條第一項第一号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。）の提供を受ける者のうち、障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第百十号）第十七條第一項第二号から第四号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額とすること。

ロ 光熱水費に係る利用料
光熱水費に係る利用料は、光熱水費に相当する額とすること。

ハ 居室の提供に要する費用に係る利用料
居室の提供に要する費用に係る利用料は、室料に相当する額を基本とすること。

(2) 居室の提供に要する費用に係る利用料の水準の設定に当たって助案すべき事項は、次のとおりとすること。

(一) 利用者が利用する施設の建設費用（修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても助案すること。）

(二) 近隣地域に所在する類似施設の家賃の平均的な費用

○厚生労働省告示第五百四十六号
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）に基づき、厚生労働大臣が定める要件を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、厚生労働大臣が定める要件（平成十八年厚生労働省告示第百二十三号）は、平成十八年九月三十日限り廃止する。

平成十八年九月二十九日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費の注10、同表の第2の1の重度訪問介護サービス費の注7及び同表第3の1の行動援護サービス費の注4の厚生労働大臣が定める要件は、二人の従業者により居室介護、重度訪問介護又は行動援護を行うことについて利用者の同意を得ている場合であつて、次の一から三までのいずれかに該当する場合とする。

- 一 障害者等の身体的理由により一人の従業者による介護が困難と認められる場合
- 二 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- 三 その他障害者等の状況等から判断して、第一号又は前号に準ずると認められる場合

○厚生労働省告示第五百四十七号
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第百二十七條第三項の規定に基づき、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第百二十七條第三項に規定する指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第三条第一項に規定する相談支援専門員

二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第8の重度障害者等包括支援サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に三年以上従事した経験を有する者

○厚生労働省告示第五百四十八号
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）は、平成十八年九月三十日限り廃止する。

平成十八年九月二十九日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費（以下「居宅介護サービス費」という。）の注5本文、注6本文、注7本文、注8本文及び注9本文の厚生労働大臣が定める者

指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）以下「居宅介護従業者基準」という。）第一条第一号、第二号（同告示第二条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十三項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十九号）第九号において「訪問介護員基準」という。）別表第四（以下「基準別表第四」という。）に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「三級居宅介護従業者」という。）を除く。第五号（基準別表第四に定める内容に相当するもの以上のものであって都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者）若しくは第八号（三級相当研修課程修了者を除く。）に掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち基準別表第四に定める内容以上の研修の課程を修了し、介護保険法施行令（平成十年政令第百四十二号）第三条第一項各号に定める者（以下「都道府県知事等」という。）から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「三級訪問介護員」という。）以外の者

居宅介護サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める者
居宅介護従業者基準第二条第二号（三級居宅介護従業者に限る。）、第五号（三級相当研修課程修了者に限る。）、第八号（三級相当研修課程修了者に限る。）、若しくは第十二号に掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者